

平成 25 年度第 3 回社会福祉審議会議事録

○ 日時：平成 25 年 8 月 27 日（火）午後 6 時から午後 7 時 40 分

○ 場所：大和市保健福祉センター 5 階 501 会議室

○ 参加：

〔出席委員〕 12 名

小野委員長、山岸副委員長、町田委員、高橋委員、金子委員、松井委員、北林委員、
桐原委員、和田委員、前川委員、阿部委員、柴田委員
(欠席委員) 大谷委員、竹村委員、鈴木委員

【次第】

1. 開 会

2. 議 題

(1) 指定管理者評価委員会からの報告について

(2) 第 4 期地域福祉計画 策定状況について

① 地域福祉の現状と課題

- ・民生委員アンケートの集計結果（速報）について
- ・自治会長、市民向けアンケートを受けた考察

② 基本理念、基本目標、体系図について

③ 個別目標について

3. その他

(1) 今後のスケジュールについて

(2) その他

4. 閉 会

以下、要旨記録

1. 開会

事務局 平成 25 年度第 3 回社会福祉審議会を開催させていただきます。

2. 委員の変更について

事務局 前回から山本委員に替わり新しく委員になられた柴田委員にご挨拶をお願いします。

委員 初めまして、大和市連絡協議会の改選が 7 月にあり、副会長に就任致しました。
環境福祉部を担当しております。自治連の立場から参加させていただきます。

3. 議題

(1) 指定管理者評価委員会からの報告について(資料1) …説明省略

- 委員長 評価委員会で確定したものの報告であるが、何か質問はあるか。
- 委員 最後の「まごころ地域福祉センター」の評価の視点4で「平成24年度の収支が赤字になった」とのことだが、主にデイサービスの事か。その原因は介護報酬の改定にあり対策を検討するとのことだが、介護保険の制度改正に伴う意味合いか。
- 事務局 今回の赤字の原因は介護報酬の改定に伴うものだが、デイサービス事業者は、制度改正に合わせて、サービス提供時間の変更を行っているところである。
今回、地域福祉センターで行っているデイサービスについては、提供時間を変えずに法改正に経過しており、そこはサービス提供時間を広げることにより報酬をアップさせることを今後、検討しなくてはいけない。
既に社協の方で、その導入の部分、「サービス提供時間をどのように広げるか」「現在、サービス提供をしていない曜日の提供の仕方」の検討を行っている。
- 委員長 サービス提供時間を延長するということと、休日のオープンの検討。

(2) 第4期地域福祉計画 策定状況について

① 地域福祉の現状と課題

・民生委員アンケートの集計結果(速報)について(資料2) …説明省略

- 事務局 P11 4) 今後、民生委員として必要と考える取組で、「高齢者の見まもり」が一番高い地域の課題となっている。ここは、個別目標7に反映している。
P12 5) 民生委員の活動支援のために行政に求められる支援では、「情報提供」が一番高かった。今後10月～11月にかけて災害時要援護名簿を民生委員に個別に配布する予定で、名簿を元に地域の見守りのネットワークが築かれていくだろうと考えている。
P9 3) 今後新たに協力していきたい相手先では、「町内会・自治会等の役員」が一番高かった。これも、災害時要援護者名簿を民生委員に配布することで業務上のお付き合いが増え、より密接な信頼関係ができることと思われる。
- 委員 P9 「現在の協力相手」と「将来の協力相手」の順位が逆転しているのは、近隣の民生委員と地区会長とも関わりを持ちつつさらに町内会の方とも進めたいというのか、活動を進めていくには近隣の民生委員より、町内会自治会に主な協力を求めたいからなのか、どのように解釈されているのか。
- 事務局 個別支援活動を進めていくには情報源は多い方がより充実した活動ができるので、近隣の方との関係とさらに町内会・自治会の役員さんとの関係も築いていきたいと考えているのだろうと推測している。
- 委員 民生委員が問題に当たった時は、自治会長に相談することになる。実際は超高齢

化になると、民生委員の協議会組織だけでは、地域の見守りは困難になるので、当然、地域の自治会の役員、或いは近隣の目が必要になる。そのような意味では、公助・自助・近所、近所の助け合いが必要になってくるという現れだと思う。高齢者を見守りというと民生委員の負担感が大きく責任を感じる。24 時間、人を見守るのは不可能に近いので、将来の協力相手の上位は、町内会・自治会の役員となる。町内会の役員とは、近隣のことを指していると私は解釈している。

委員 P7 負担感のところで、「自分のところだけでなく周りとの関係も負担に感じることもある」とある。個々ではなく広がった仕事があるので、システム化が必要かと感じた。

委員 民生委員が、自治会長と関わりを持ちたいというのが高いが、地区社協との関わりを持ちたいというのが低い。地区社協も同じような仕事をしているのに、これは民生委員の捉え方だとは思いますが、事務局はどう捉えているのか。

事務局 自治会長は区分が 157 ある。地区社協は 11 で、民生委員としては、地区社協は範囲が広い存在と考えているのだろう。民生委員は 270 名で、より地域に密接に活動していくには、自治会長さんの方が日頃、顔が見える関係なので関係を築いていきたいと考えていると思われる。

委員 現実的には、同じように地区社協も見守りをやっている。その辺のコンタクトがとれていないと、ダブっていたり無駄になったりする。自治会長との協力は必要だが、民生委員の考え方として、もっと地区社協と協力した方が地域にとってよいと思う。

委員長 この結果で見ると、近隣との関係を取りながら動いていきたいと色濃く出ている。現状では、地域包括が 2 位にあがっているが、地域包括は直接相談というよりも関係者や民生委員からの連絡が一番多い。将来では、地域包括は 4 位になっているが、これは専門的な部分で困った時に頼りたいということだろう。

委員 地区社協は、基本的には福祉関係の事業団体なので、民児協とは全面的に協力することとなっている。実際、社協と民児協とは関係が深い部分がある。民生児童委員がフォローできないことは、社協のボランティアさんに協力していただいで活動している地域もあるし、逆に民生委員そのものが社協の行事に協力しているのも事実である。そのような意味では両輪のような形で活動している。

委員長 おそらく、三方となると地区社協の関係がでてくるだろう。

委員 要援護者の名簿を民生委員に渡す話があったが、私もそのようにしてもらいたいとは思いますが、名簿の扱いの心配はないかと少し危惧する。地区の会長が持っていて、必要となると見せて貰うくらいでよいかもしれない。厚い一冊を全部持つと負担になるかもと気になる。

事務局 名簿の扱いは個人情報である。日頃、民生委員は個別支援活動で個人情報を扱っ

ている場面もあるかと思うが、配布に際して個人情報の取り扱いには特にご注意くださいと、3回ほど地区の会長会で、話をさせていただいている。

委員 その地区だけの名簿で、自治会全部を渡すのではないのか。

事務局 委員の個別担当地区の範囲のみの名簿を渡す。

委員 要援護者支援の仕組みづくりについては、社協の会長、自治会の会長、地区の会長の三者で地区の情報を共有しているが、地区会長の情報については、地域の担当の民生委員が必要であれば提供し、管理は会長となっている。より切り込んで地域の担当の民生委員にも地域の情報を提供し、自治会と連携し支援作りの漏れのないようにという取組をこれからやっていこうとしている。

会長も各委員も同じように守秘義務があるので、会長同様、個々に守秘義務については委員に名簿が渡っても情報等の洩れはないものと感じている。

委員長 民生委員には、民生委員法により守秘義務があり、さらに都道府県の非常勤特別の公務員としての守秘義務もあり、二重にかかっている。

委員 自分の関係のない所の名簿をもらうと負担が大きいかと思った。会長は全地区の名簿を持っているが、民生委員が担当地区のみなら問題はない。

委員 今後の扱いもあるが、個人情報保護法では、災害時ややむを得ない場合はこの限りではないとなっているので、緊急の時は活用されなければいけないものである。

委員 この民生委員のアンケートは、地域福祉計画をたてるためにとったのか。

事務局 民生委員を対象にアンケートをした理由は、地域での福祉の問題は地域に現れるので、地域で活動されている民生委員が一番先に気づかれる存在だと思っている。そうした点で、地域福祉計画を作る上でまず民生委員にアンケートをとり、市内で発生している福祉課題を把握したいと考えた。

委員 負担度を減らすためとあるが、「地区社協の仕事」「社協や行政からの依頼」とあるが行政からの委嘱なので、民生委員は当然といえは当然。この表記はおかしいのではないか。

「高齢者の見守り」とあるが、民生委員は個別活動が主の仕事であり、情報提供についても「個人情報の守秘義務」を持っている。その意味では、民生委員の役割がここに載っているなので、%が大きくなるのは当然である。そうではなく、地域福祉計画を立てるにあたり、民生委員としてどのようにしたらよいか集計できれば、アンケートを取る意味が理解できる。

自治会との関係もここに書いてある民生委員の役割を地区社協の方と連携を取りながら仕事をしている。

委員長 この中でも、民生委員に対する情報提供の仕方等計画の中に多く生かしていける。

委員 要援護者のことも、民生委員の個人情報の守秘義務があるので、片方では提供してもらいたい。それを今後、如何にして進めるかアンケートをとったのなら理解

できる。

行政からの依頼は、委嘱されているので仕方ないので、この書き方はおかしい。

事務局 新たに必要と考える取組の中で、今、民生委員が必要と感じていない項目、例えば「不登校・引きこもり」「児童虐待の防止の取組み」「障がい児・者の地域生活支援」「生活困窮者の支援」等、民生委員の数字に現れない部分の支援を大和市として地域福祉活動で重点を置いていきたいと軸足を変えた時に、現在、民生委員が行っている委嘱を含めた仕事の交通整理が必要だと考えている。民生委員は少ない人数で担当されている世帯が多いので、その辺の配慮が必要という視点があり、負担感や行政からの委嘱の質問をした。

事務局 目的はふたつあり、ひとつは、「どういった課題を感じているのか」もうひとつは、民生委員は市民と行政とのパイプ役であり、「その働きを十分にさせていただくためにどのようなことをしたらよいのか」そのために何が課題で何が負担か把握したいので聞いた。それによって民生委員活動がよりスムーズになっていけばよいと思う。

「社協や行政からの依頼」「地区社協の仕事」の記述は、設問で選択した結果ではなく自由筆記として聞いたもので、ある意味、率直に書いていただいた結果だと思われる。

委員長 行政からの依頼が多すぎるのが問題でもある。

・自治会長、市民向けアンケートを受けた考察(資料3) …説明省略

委員 P5 5. 「経済的な状況による影響」で「健康である」「どちらかといえば健康である」「日常生活に問題がない」を合わせると90%近くなり、健康な人だけにアンケートをとったのかと思うような数値である。市長が健康都市を宣言している中、これ以上健康になってどうするのかというようなアンケート結果になっている。

事務局 アンケートの結果は無作為抽出なので、順当な結果である。意図的ではない。

事務局 アンケートの傾向としては、健康な方が回答されてしまうのはやむを得ない結果と思っている。健康でない方の意見は、アンケートに現れない社会問題や自由記述に書かれているマイノリティーの方々の声なき声を拾い、地域福祉計画に反映していく視点で作業を進めている。

委員 P5 図15「今後の活動への参加意向」について、「特に参加したいとは思わない」がかなり多い割に「要援護者で何かあったら助けて欲しい」も多い。何で地域と関わりを持たないのかをどう捉えてこの中に反映していくかが大切だと思う。アンケート結果だから仕方ないが、「地域との関わりは深くないが何かあったら助けてほしい」という人は、こちら側から言うと色々なこともやらないし普段の付き合いもしない。こちらの自治会や民生委員は門戸を開いて付き合いおうとしてい

るのだがそちらが出て来ない。出てくる人はあまり問題なく、そうでない人をどうするかである。

自治会の入会率は7割で、30%は入っていない。そういう人達に関わりを持つとしても出てこない。高齢者の人に特に多くなってきているように思う。これから行政も財政的に大変なので、要支援は自治体でやれなんて新聞に載っていたが、益々自治会の中で介護しなくてはいけなくなる。我々、自治会や地区社協は、任意団体で自ら治める会である。行政から色々入ってくるが、自治会に入りたがらなかつたり、役員のみ手がいなかつたり苦勞もしているので、行政がどう支えていくかを計画の中に盛り込んでいただかないと我々も動きが取れない。

委員長 この辺の質問は建前と本音が出やすいところである。

「色々な活動に参加したい」と言ってくるが、「ではどんな条件があれば参加しますか」と聞くと、「仕事をやめたら」「暇ができたなら」「友達と一緒になら」等出てくる。

「近所づきあい」の部分や、「色々な事に参加するか」等の60歳以上の方の男女別でみてもらいたい。男性の方が悪い数値が出るだろうと思われる。

事務局 「関わりは持ちたくないが災害時には助けてもらいたい」が多い事について、要援護支援制度を進めるにあたり、登録希望者に、窓口でまず、「ご自身が日頃の生活の中で地域との繋がりを持っていただき、近所で支援者になるような方をご自身で見つけてもらいたい」と話をするとともに、今年度は、要援護支援制度の同意調査を今まで返信が無かった方も含めて、1万人程を対象に再調査する予定である。

その再調査の中に、ご自身が自助の範囲で支援者を見つけていただくとか、日頃の関わりを持ってもらいたいとか、言葉を入れ、地域の関係作りが少しでも進むようにもっていきたい。

委員 自治会に入っておらず関わりもないがどうみても何かあったら助けなくてはいけないと民生委員が掴んでいる方は、要援護者の名簿に手書きで入れ、災害時は行くようにする取組を進めている。

その部分を行政に支援をしていただけるように進めてもらえるとよい。今は、地域の中で民生委員だけが関わって見守りをしているのが現実。

このアンケートのデータは、生のものか、統計法を使って出しているものか。

事務局 生のデータです。統計法を使ってパーセンテージを出してわるわけではない。

② 基本理念、基本目標、体系図について（資料4）…説明省略

委員 P1 基本理念 上から4行目「誰もが自分らしく誇りをもって、普通の生活を送る」とあるが「普通」とはどのような生活か、個々に違うかと思う。

- 事務局 確かに普通の生活という言葉は色々な意味が組み合わさる言葉で解釈が難しいところだが、日本国憲法の中では、「健康で文化的な生活を営む権利」とあるので、健康で文化的な生活というところから読み解いてもらえば良いかと思う。
- 委員 お金があればよい、健康であればよい等、色々と捉え方があり、定義はない。言葉としてはそれでよいのかとも思う。
- 事務局 福祉に関わる仕事を日常しているが、「健康で文化的」という言葉だけでは説明出来ない事象もある。そのような福祉ニーズ、日常生活に苦しみや悩みを持たれている方で、健全な生活を送ることが難しい方々の生活を支援するのが日々の仕事である。そのような人を想定した上での普通の生活としてご解釈いただきたい。
- 事務局 いただいた意見を参考にしながら少し表現を検討していきたい。
ここは「みずからが自分らしい生活」という事を言いたいのである。
- 委員 体系図 個別目標 1「災害時要援護者対策」等の下にこれから詳細は付くのか。これは表題ということか。
- 事務局 本日は個別目標 7～11 までをお示ししているが、同様に 1～6 までも次回の審議会で資料 5 のように細かく「現状と課題」「取り組み方針」「主な取り組み」についてお示ししていきたい。今回は、1～6 までは表題のみとなっている。
- 委員長 私が気になったのは、基本目標（案）の文章の再考案と、体系図 個別目標 10 の「在宅福祉サービス」という書き方は、訪問介護は福祉のサービスだけではないし、医療の方でも訪問医療があるので「在宅サービス」にして福祉を取った方がよいということ。
- 委員 公助と共助のみで自助は無いのか…。

③ 個別目標について（資料 5 個別目標 7-8）…説明省略

- 委員 基本目標 1～6 の詳細が今回示しておらず、後になった理由は何か。できれば、基本目標 1～6 の方が先の方がわかりやすいのかと思うが、7～8 というのは、比較的に入り込んだ目標だと思われる。
- 事務局 地域福祉計画とは共助を基本とするものなので、1～6 の説明が先になるのがしかるべきだと思うが、事務局として整理をしていく上で、現在お示しできるのが 7～11 までだった。
- 委員 主な取り組みで、例えば、民間企業、民生委員等、名前が出て来る所はよいが、「誰が」の具体的な名前や団体は載せないのか。
例えば、P1 主な取り組み 下から 2 番目の○「情報提供を行います」とか下から 3 番目の○「日常生活からの関係づくりを支援していきます」を「誰が」とか「どういう団体が」までは入れないのか。
- 事務局 今後の作業で、主語や述語を加筆しなくてはいけないところも出て来ると思うが、

主な取組みは、要援護だけでなく 1 つめの○の民間事業者の協定から始まり、バランスを取った上で今の表記に留めている。

委員 例えば P2 の主な取組み 1 つ目の○の「気軽に集える居場所」とあるが、居場所ができるのかわからないが、「相談員をどのように置く」等はなく、やりますだけなのか。基本計画だから、この程度でよいのか。

委員長 ここは、基本目標の公助部分なので、「行政としてこういう方向で考えます」となる。計画だから、「やります」でよい。

ただ、生活困窮者のところは、前回の国会で「生活困窮者支援法」が廃案になり、この秋の国会で本案が成立してから更に厚労省がどう動くか、動きを見てからでないと細かい所は書けない。

委員 「気軽に集える居場所において」とあるが、居場所が作ってあるのかわからない。要支援等は、これから法律がどう変わるかわからない。できるかできないか自治体の力にある。

事務局 **(資料 5 個別目標 9-11)** …説明省略

委員長

- 個別目標 9 主な取組み 2 つ目の○ 「関係機関とのケースカンファレンスを行い、個別支援計画を作成します」より、「個別支援計画に基づいた支援を行います」の方がよい。

委員

- 7～11 までで、大和市の特徴的なことがあれば聞かせていただきたい。

事務局

個別目標 7 重層的な相談 主な取組みの一番下、「保健指導が必要な対象者を訪問し、生活上必要な支援や情報提供を行います」は、健康づくり推進課で今年度実験的に始めた事業で、健康相談事業の一環として、特定健康診断を受けた方で検査結果が悪かった方を継続的に訪問し、家庭環境等を把握した上で支援や情報提供をしていこうとするもの。

個別目標 9 主な取組み 2 つ目の「関係機関とのケースカンファレンスを行い、個別支援計画を作成します」は、障害福祉課の個別支援計画は、現在約 30%の方を対象に作成している。30%というのは、他市に比べると高く、障害福祉課のこの取組みは、大和市の特徴と言える。

大和市の特徴的な事として、現在気がついたのはこの 2 点である。

委員長

他になれば、次回の審議会には、本日、出していただいた意見を踏まえて精査を加えたものと、1～6 までを出してもらおう。

本日の議題はすべて終了。

3. その他

(1) 今後のスケジュールについて

事務局 次回の審議会は、当初、9月は予定していませんでしたが、予定させていただく。

- 9月17日(火) 午後6時30分 大和保健福祉センター501会議室

(2) その他

委員の皆様、ご苦労さまです。一般市民、民生委員、自治会長の方等、地域福祉を担っている皆さんからのアンケートを基に、基本的な地域福祉計画が出てきていると思います。そのような意見を反映させながら、ちょっと早く進んでいるという感じは否めないが、もう少し資料を早くいただいて、私達も色々なところで意見を聞きながら検討していきたいと考えている。

以 上